

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 県営住宅等（中部A地区（うるま市、沖縄市、読谷村及び嘉手納町の区域をいう。）に所在するものに限る。）
- 2 指定管理者となる団体 那覇市旭町114番地7  
沖縄県住宅供給公社
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。